

議第38号 呉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

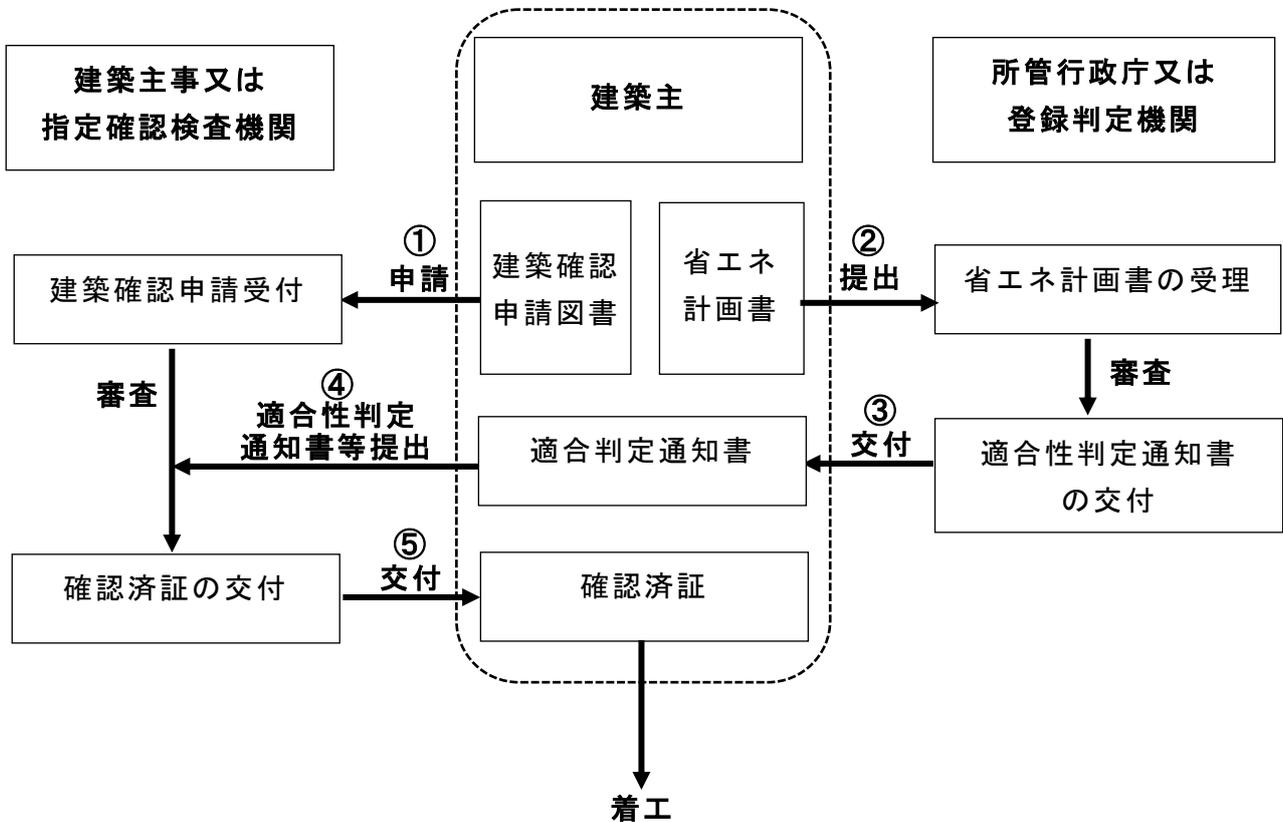
1 改正の趣旨

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」といいます。）の適合義務，届出等の規制措置に関する規定が平成29年4月に施行されることに伴い，所要の規定の整備等をするものです。

2 建築物省エネ法における基準適合義務・適合性判定制度の概要

建築物省エネ法における規制措置の一つとして，一定規模（政令で床面積2,000平方メートルと規定）以上の非住宅建築物（特定建築物）について，新築時等における建築物エネルギー消費性能基準（以下「省エネ基準」といいます。）への適合義務を課すとともに，省エネ基準への適合を担保するため，適合性判定制度を創設しました。建築主は，建築物エネルギー消費性能確保計画（以下「省エネ計画」といいます。）を所管行政庁（市長）又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録判定機関」といいます。）に提出し，当該省エネ計画が省エネ基準に適合する旨の判定を受けなければ，建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく確認済証の交付を受けることができないこととなりました。

【参考】省エネ基準適合義務・適合性判定制度の流れ



※登録判定機関は，特定建築物の省エネ計画が，省エネ基準に適合するかどうかの判定を専門的に行う機関です。

3 改正の内容

(1) 建築物省エネ法に係る改正

ア 建築物エネルギー消費性能適合性判定の審査に係る手数料の追加

省エネ計画及び当該省エネ計画の変更（軽微な変更を除く。）が省エネ基準に適合するかどうかの判定に係る審査手数料を追加します。

イ 省エネ計画の軽微な変更に関する証明書の交付に係る手数料の追加

省エネ計画の軽微な変更（変更後においても当該省エネ計画が省エネ基準に適合することが明らかな変更をいいます。）については、建築基準法の建築確認手続において、建築主は、軽微な変更であることを証明する所管行政庁又は登録判定機関が交付する証明書を提出する必要があることから、当該証明書の交付に係る手数料を追加します。

(2) 低炭素建築物認定制度に係る改正

低炭素建築物新築等計画の認定に係る審査事務の更なる合理的かつ効率的な実施のため、住宅性能評価書の断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5に適合していることの写しの提出があった場合は、既に登録住宅性能評価機関による省エネルギー性能の技術的審査が行われていることから、認定手数料を減額します。

4 手数料額

当該審査手数料の額については、国が示した当該認定審査に係る審査所要時間を基に、各市等における人件費等の状況を勘案して定めることとなっています。

5 施行期日

平成29年4月1日

6 広島県内の他市の状況

広島県及び建築主事を置く県内の他市においても、今年度中に条例改正を行う予定です。